

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：東寺棚田地域振興協議会

1. 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項 (棚田等の名称及び範囲)

東寺棚田

範囲については、別添1のとおり

2. 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・令和6年度まで、東寺棚田における耕作放棄率を0%の現状を維持する。

○担い手の確保

- ・令和6年度までに棚田保全に取り組む人数を10人から30人に増加させる。

○生産性・付加価値の向上

- ・令和6年度までに、人・農地プランに位置付けられた担い手である認定農業者2名およびファーム阿星の郷へ農地を集積し、集積率を25%から30%に増加させる。
- ・令和6年度までに自走式草刈機を1台導入し、新たに9.1haの棚田で活用することでスマート農業の取組を推進する。
- ・令和6年度までにドローン1台を導入し8haで共同防除に利用することで作業の効率化を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○自然環境の保全・活用

- ・令和6年度まで、東寺棚田で実施している環境保全型の農業（環境こだわり農産物の生産とIPM（総合的病害虫・雑草管理）の実践、畦畔の人手除草、長期中干し）の取組面積1.5haを維持する。
- ・令和6年度まで、東寺棚田で設置している獣害防止柵の点検や見回りを年2回以上実施し、破損個所については補修を行う。

○集落機能の強化

- ・令和6年度まで、人口減少・高齢化により課題となっている集落コミュニティ機能の維持に対応するため、集落住民の生活課題等の情報共有や住民同士の交流を促進するための地域交流会を年1回実施する。

○良好な景観の形成

- ・令和6年度まで、棚田周辺に植栽されているサツキの、剪定等の維持管理を年2回以上行い、良好な景観を維持する。
- ・令和6年度まで、非農家も含めた地域住民も巻き込んで、東寺棚田の除草や水路の清掃等の共同活動に取り組む。

○伝統文化の継承

- ・令和6年度まで、東寺棚田および周辺農地の五穀豊穡や無病息災を祈願した「鬼走り」と呼ばれる法要を継続して年1回開催し、伝統文化の継承を図る。
- ・令和6年度まで、特産品であるゴボウの栽培に取り組み、郷土の食文化の維持に貢献する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・令和6年度まで、東寺棚田で近隣の三雲養護学校と連携して農村交流体験を年2回実施する

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・令和6年までに、棚田で収穫された農作物を湖南三山おまつり広場に年1回販売所を設置し、年間5万円の販売を目標とする。

3. 計画期間

認定の月～令和7年3月

4. 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・認定農業者や農業実行組合等の協力を得ながら、東寺棚田の耕作放棄地の発生を防ぐ。

○担い手の確保

- ・棚田保全に取り組む人数を、棚田所有者及び管理者から農業実行組合員全員とする。

○生産性・付加価値の向上

- ・人・農地プランに位置付けられた中心となる経営体である認定農業者2名及びファーム阿星の郷への農地集積を図る。

- ・急傾斜農地の獣害柵周辺の草刈りに多大な時間と労力を要するため、自走式草刈機を導入し省力化を図り、生産効率向上に繋げる。
- ・共同防除にドローンを導入し省力化を図り、生産効率向上に繋げる。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○ 自然環境の保全・活用

- ・東寺棚田で環境保全型農業（環境こだわり農産物の生産と IPM（総合的病害虫・雑草管理）の実践、畦畔の人手除草、長期中干し）の実施を継続し、自然環境保全を図る。
- ・東寺棚田で、追い払い資材等を活用した鳥獣被害防止活動を推進すると共に、設置している獣害防止柵の点検・見回り、補修を継続して実施することで獣害を未然に防止し、棚田の保全を図る。

○ 集落機能の強化

- ・東寺棚田における集落や集落の農業に対する課題に対して意見交換会を行い、今後の集落の活性化につなげる。

○ 良好な景観の形成

- ・棚田周辺に植栽されているサツキを住民が一体となって管理することで、良好な景観を維持するとともに住民の意識向上につなげる。
- ・多面的機能直接支払交付金等を活用した共同活動により、棚田の維持管理を継続して行うことで良好な景観の形成につなげる。

○ 伝統文化の継承

- ・五穀豊穡や無病息災を祈願した「鬼走り」と呼ばれる法要を、鬼役を地元の学生が務めることで、住民が主体的に伝統文化の継承を図る意識を醸成する。
- ・特産品であるゴボウの栽培から加工までを住民同士で関わりながら行うことで、郷土の食文化の維持と地域の活性化につなげる。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

○ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・三雲養護学校と連携して、農福連携の一環として年2回農業体験を実施する。

○ 棚田を観光資源とした地域振興

- ・湖南三山おまつり広場において、棚田米や特産品である里芋等を販売し、地域の活性化を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5. 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

湖南省棚田地域振興協議会は、湖南省、滋賀県、甲賀農業協同組合、農業者団体、農業者で構成する。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6. その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

その他必要な事項が生じた場合には、会長が別途定めるものとする。